

隣接法律専門職の職域拡大に対する日弁連のスタンス

法科大学院がスタートし、隣接法律専門職が職域を拡大するなど弁護士を取り巻く状況が大きく変化する中、日本弁護士連合会はどのようなかたちで会員の資質の向上を図っているのか。副会長の小川宏嗣氏、木村謙氏にお話をうかがった。



木村 謙氏

日本弁護士連合会副会長(栃木県弁護士会所属)



小川宏嗣氏

日本弁護士連合会副会長(名古屋弁護士会所属)

スキルアップの研修

まず昨年4月にスタートした法科大学院ですが、現段階でどのように評価されますか。

小川 68校と当初の想定より多くの法科大学院が誕生しました。関係各位、それぞれの特色を活かしながら法曹養成に当たられていることと思います。日本弁護士連合会(以下、日弁連)としても財団法人日弁連法務研究財団¹を立ち上げて、第三者評価を始めましたし、300名以上の実務家教官を送り込むなど全面的に支援する体制をとっています。

木村 弁護士が増えれば、弁護士過疎は解消に向かうでしょう。また、業務の多

様化と言いますか、必然的にこれまで弁護士があまり進出していなかった分野に進出していくことになると思います。

小川 企業法務に入ったたり、行政で都道府県知事、市町村長、助役や教育長、あるいは政治家や大学の教官になったりする弁護士が増えるでしょう。また弁護士資格があれば、司法書士や弁理士など隣接法律専門職の仕事もできます。社会全体に法の支配を行き渡らせることは、司法改革が求めた方向でもあります。もちろん量だけでなく、質の面でも期待しています。弁護士の仕事は法律に照らして、よし悪しを判断するだけの仕事ではありません。よい解決を得るためには、さまざまな社会現象について深く知っていること

が重要です。そのような意味で、幅広い人材に司法の分野を志していただけるようになったのは好ましいことです。いったん行政の分野に進んだ人が法科大学院で学び直せば、行政訴訟において、より緻密な主張、判断、解決が可能でしょうし、医師が弁護士になれば、医療現場で適切な法的アドバイスができるでしょう。

個々の弁護士が得意分野を持ち、その中でスキルを高めていくということですね。

小川 弁護士が増え、競争が厳しくなれば、より質の高い法律サービスが提供されるようになるでしょう。ただ、競争原理は同時に懸念材料でもあります。競争が激化すれば、撤退する法科大学院が

¹ 財団法人日弁連法務研究財団：日本弁護士連合会が公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本弁理士会・日本司法書士会連合会など関係団体の協力を得て、法律実務の研修・法および司法制度の研究・法情報の収集と提供を目的として設立された。

ホームページ <http://www.jlf.or.jp/>

出て、結果的に全国くまなく法曹を提供するという理念を達成できなくなるかもしれない、あるいは法科大学院が目先の社会的な評価を上げようとして新司法試験の合格者数を増やす教育に重きを置くようになれば、幅広い人材養成という当初の崇高な目的から外れるかもしれません。個々の弁護士に目を向ければ、競争に破れた揚げ句不祥事を起こすようなことを許してはならない。かかる観点も踏まえ、昨年11月の臨時総会で、条文を増やした職務義務規定を採択しています。

そのような状況の中、弁護士の資質向上のため、日弁連では、どのような枠組みで研修を実施されているのでしょうか。

小川 研修は多岐にわたりますが、時系列で言えば、まず司法研修所に行く前の司法試験合格者を対象にした事前研修があります。弁護士の心構え、地方の弁護士の活動といった内容の研修を全国の8ブロックごとに行うものです。東京志向、大規模事務所志向が強い新人が多いこともあり、早い段階の研修で地方にも目を向けていただくというものです。

研修を弁護士過疎の是正の一助にすることです。

木村 3年前、私が栃木県弁護士会の会長をしていたとき、全国で約800名の新人登録のうち、栃木県弁護士会の登録者がゼロだった年がありました。これに強い危機感を持ちまして、関東弁護士会連合会(以下、関弁連)に加盟している各弁護士会についての説明会を開催したり、東京3会と関弁連で事前研修会をするとき、時間をいただいて、「地方会へ来たれ」というアピールの演説をさせていただいたりしたことがあります。それらがどの程度効果があったかは分かりませんが、現在、少しずつ地方会に入る動きが出てきているように感じます。

弁護士登録してからの研修で力

を入れられていることとはどのようなことなのでしょう。

小川 司法研修所を出ますと、義務付けの新人会員研修があります。まず日弁連の研修があり、その後、地方の各単体会でも行います。内容的には、弁護士自治の根幹にかかわる倫理にとりわけ力を入れています。弁護士倫理は新人のときにたたき込まれますが、それ以降も、弁護士倫理研修は5年に1回ずつ、全員が受けることになります。

そのほか、主な研修にはどのようなものがありますか。

小川 一つは法律改正に伴う研修で、もう一つが、特定の分野の知識を身に付けたい人のための専門研修です。日弁連では年に5ないし10コマ、全国の会員を対象にライブでサテライト研修を行っています。もちろん単体会が独自に取り組む研修も多く、私の所属する名古屋弁護士会では、毎週火曜日を「研修の日」としています。その他、各ブロックで、毎年、2日間の日程で行っている夏期研修などが主なところですね。

他の法律専門職では、研修などで能力担保した会員だけに特定の業務を認めるという、いわゆる資格内資格のようなかたちが出てきていますが(6頁・資料1参照)。

木村 弁護士について唯一あるのは、外国人の入国・在留関係申請手続です。これまで出入国管理及び難民認定法施行規則で、行政書士等の業務とされてきました。ただ、「代理²」とすれば、弁護士による法律事務の独占を定めた弁護士法第72条に抵触するため、「申請取次」という言葉を使っていたわけです。われわれは、その業務を弁護士が行うことについて何ら問題はないという見解でしたが、そこが実務上明確になっていませんでした。今回、同施行規則が改正さ

れ、今年1月から研修と更新などの要件を付した上で、弁護士は弁護士会を通じて各地の入国管理局に登録すれば実務を行うことができるようになりました。

法律家の世界に、医療分野における認定医制度³のような仕組みが必要なのは。

木村 日弁連もいわゆる専門表示制度については重大な検討課題であると認識しています。医療や知的財産権など特定の専門分野を得意とする弁護士がどこにいるのかわからない、という市民の声がある。そういうアクセス障害を解消するため、特定の分野に強い弁護士を分かりやすくするべきではないか、という声の日弁連内部にもあります。

小川 広告解禁との兼ね合いからしても、法律問題に巻き込まれた人がきちんとした専門家に辿り着ける情報開示ということで重要な検討課題です。

研修の費用ということでも、認証されれば、特定の分野の専門家として活動できるといった具体的メリットがあれば、受益者負担としてクリアなかたちになるのでは。

小川 そのような考え方もできるでしょう。今のところ、弁護士会内部で行う研修では、講師はボランティアに近いのが現状です。私自身は正当な対価を払うようにしていくべきだと思います。

隣接法律専門職の職域拡大

司法制度改革の流れの中、隣接法律専門職の活用ということで、司法書士には簡易裁判所の代理権が、弁理士には特定侵害訴訟の代理が認められるといった動きがあります。ただし、紛争の業務に関与するには能力担保が条件となっていますが、日弁連は、その研修なども協力されていますね。

2 代理：本人に代わる第三者(代理人)が本人のためにした意思表示の効果が本人に直接帰属する制度。

3 認定医制度：学会が医師に対し、免許取得後に臨床経験を積んで一定水準の専門知識や治療技術を備えていると認定する制度。

小川 弁護士はいわばフル規格の法曹として、新しい制度ができた以上、他の士業の方々に適切な運用をしていただくだけの能力をつけていただこう。たとえ将来、仕事を競合することがあっても、日本全体の法の支配という視点から協力しよう。そのようなスタンスです。

木村 司法制度改革審議会の意見書で「隣接法律専門職の活用」ということが言われていますが、それは弁護士が少なく、法的需要を満たしていないがためであって、弁護士の大幅な増加と諸般の弁護士改革が現実化する将来において改めて見直す。つまり、それまで当面の法的需要を充足させる措置とされているわけです。他の士業の能力担保に財団法人日弁連法務研究財団が協力していますが、弁護士が少なく十全に法的なニーズを満たしていない。代わりにやっていただくのだから協力する責務があるという考えです。ただし裁判というのは、生易しいものではありません。簡裁には140万円という事物管轄の縛りがありますが、少額であっても、安易な気持ちで手掛けることができないものです。別の結論があり得たにもかかわらず、依頼者の権利・利益が損なわれたまま終わるようなことがないことを願って協力しています。

小川 能力担保研修では日弁連に協力を求めながら、士業団体にさらなる職域

拡大を求める動きがあります。新たな業務の処理能力について実証されていないうちから闇雲に動かれるのはいかなるものか。そこはぜひ一考していただきたい。

紛争の業務に当たるには広範な法的知識が必要であると。

小川 緞通(毯子)という織物があります。段数が多いほど、縦糸、横糸が密に織り込まれ、ピロードのように綺麗な色合いを帯びる。反対に段数が少ないと模様も不鮮明な敷物となる。法律もそれと同じように縦糸と横糸の関係です。民法一つをとっても、総則から物件、債権へ、さらに商法、行政法と進み、いろいろな法律について詳細に知れば知るほど、理解が深まっていくものです。適切な紛争解決には広範な法的知識が必要です。

木村 他の士業は行政庁が民間との間の事務処理の便宜を図るため、手続を代行する職種としてつくられた。それが出発点であって、やがて経済社会の発展に伴い、紛争にかかわる機会が増えてきたとしても、本来的に紛争解決業務を予定した職能ではありません。また、行政庁の監督に服しているという点において自治権を有する弁護士とは異なります。今回、紛争業務への参入が認められるに当たり、能力担保措置を講じることや弁護士との共同受任など一定の条件は付いているものの、難しい問題は残っていると思います。

昨年11月に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(以下、ADR法)が成立しました。この領域でも隣接法律専門職の活用が議論され、昨年11月26日の司法制度改革推進本部(ADR検討会)の決定では、司法書士、弁理士、社会保険労務士、土地家屋調査士の4士業に代理権を認めています。

小川 試験科目に司法の基本である民法が含まれていない士業が含まれていますが、合意の仕方を一つ間違えると、無効にされるかもしれません。十分な研修が不可欠です。また、使用者に頼まれて業務を行う立場では、利益相反の問題も出てくるでしょう。

ADRは紛争当事者間の私的解決ということで、裁判とは性格が異なるのでは。

小川 それが合意であれ、解決内容は法的にも妥当なものでなければなりません。ADRの事例が積み重なり、指針ができれば、妥当な解決がしやすくなっていくでしょう。他の士業が、まず与えられた職務をしっかりと果たし、社会的に認められ、制度として定着させることが必要であり、次の段階としてさらなる使いやすい制度(各種のADRの適切な使い分けを)等を考える。そのような制度になるように、われわれとしても協力すべきところはすべきでしょう。要は、国民のため、法の支配に基づく適切な紛争処理を行う、というところに尽きます。

木村 弁護士などの助言者に学び、実績を積み、市民から信任を得ることが大切なはずです。司法制度改革推進本部の決定にしても、税理士、行政書士、不動産鑑定士、の3士業の代理人としての活用については、手続実施者としての実績などを踏まえ、将来、改めて検討する、という結論になっています。

弁護士会は既に紛争仲裁セン



ター「の取り組みをされていますが、日弁連としてADRという裁判と異なる手法についての研修はお考えですか。

木村 ADR法を受け、それに対応する研修を考えています。その点、弁護士から直ちに能力を備えているということではありません。悩みを抱えた方にどう接するか、それには、また別の能力が必要であり、適切な手続実施者となるためには、弁護士も勉強する必要があります。

弁護士の原点

やがて弁護士に専門表示制度に向かう可能性があり、また隣接法律専門職が、紛争で実績を積んでいくとなると、将来に向けて法律職の制度が再編成を視野に入れた議論が必要なのではないでしょうか。

木村 隣接法律専門職との関係は複雑で、将来の展望は読みにくいところがありますが、個人的には、それぞれの土業で能力の高い方が弁護士に組み込まれていきながら、各土業の本来の業務はそのまま残るのではないかと予測しています。

小川 流れとしては、能力担保をした上で、弁護士と同じような業務を認めることになっていくのかもしれませんが、ただその線引きは難しいでしょう。形式的な能力担保研修は、実際には役に立ちません。やがて夜間の法科大学院ができて、そこでしっかり学ぶといったかたちになるのかもしれませんが。

木村 現在の弁理士会の能力担保研修は、あくまでも弁護士との共同受任を前提とするものであり、もし単独受任で訴訟業務を営む研修とするのであれば、質的に異なるものが必要であることは言うまでもありません。

再編の可能性は別にして、今後の他土業との関係性についていかがお考

えですか。

小川 一つは競争の関係です。例えば弁理士は特許庁の出願について専門能力を有していますが、出願に当たって権利として強いものになるか否かは明細書の書き方にかかっています。弁理士が出願について徹底したスキルアップを図れば、弁護士もおいそれとは入り込めません。逆に、弁護士も紛争解決などで他の追随を許さないようにスキルアップを図っていく。そういう、よい競争をしていく必要があります。もう一つが共同化の関係です。いわゆるワンストップのサービスは国民のニーズでもありますが、弁護士も登記や税金などの原理原則くらいは分かっています。それと同程度のスキルでは、わざわざワンストップにする意味がない。お互いに専門性を高めながら、共同事務所化、ネットワーク化していく。情報を交換し、研修で協力し合う。そのような高次元の連携が必要です。

木村 本来の業務ということで私が懸念を感じているのは、5年後に刑事弁護のあり方が根本的に変わるだろうということです。裁判員、被疑者国選弁護士制度が導入されることで、刑事事件が難しくなり、取り組む弁護士が少なくなっていくのではないかと。国選でも重大事件について裁判員制度が適用されることになれば、受けられない弁護士も出てくるかもしれません。

しかし、刑事その他の法律専門職が入れない領域です。

木村 私は弁護士という職業の根本は刑事弁護にあると思っています。基本的人権にしても、拘束され、自分で意見を述べられない人間と接して初めて理解することができる。しかし今、それがややおろそかになってはいないか。法科大学院にしても、弁護士の派手な、日の当たる面にばかり学生を誘導するような傾向がありはしないか、その流れには違和感

も覚えます。刑事弁護に精力の大きな部分を傾注していかなければ、弁護士の本質そのものが見失われるのではないかと。その危機感は裏返せば、使命感でもあります。一人の弁護士として私はそこを忘れたくはありません。

小川 同感です。企業法務や知的財産を看板にする法科大学院が目立つように、今はビジネスロイヤーにも重きを置いている法科大学院が見受けられます。今後、裁判員制度、公的弁護制度が始まり、隣接法律専門職との競争も激しくなります。もう一度、弁護士の原点に立ち返り、弁護士とは何か、あるべき姿を改めて見つめ直すときが来るのではないのでしょうか。

日本弁護士連合会副会長(名古屋弁護士会所属)

小川 宏嗣(おがわ ひろつぐ)

1969年3月名古屋大学法学部卒業。同年10月司法試験合格。1971年3月名古屋大学法学部大学院修士課程修了。1973年4月名古屋弁護士会に登録。1974年4月～1992年3月名城大学商学部第二部非常勤講師。1989年名古屋弁護士会副会長。1990年～1993年日本弁護士連合会研修委員会副委員長。1992年～1994年中部弁護士連合会研修委員会委員長。1995年～1996年名古屋弁護士会研修委員長。1997年～1998年法務省司法試験審査委員(商法担当)。1999年～2003年名古屋大学法学部客員教授。2000年～2001年名古屋弁護士会司法修習委員長、中部弁護士連合会司法修習委員長。2002年日本弁護士連合会理事。2004年名古屋弁護士会会長(現職)日本弁護士連合会副会長(現職)

日本弁護士連合会副会長(栃木県弁護士会所属)

木村 謙(きむら けん)

1948年生まれ。1973年3月東北大学法学部卒業。1976年10月司法試験合格。1979年4月弁護士登録(栃木県弁護士会)。1981年～1983年栃木県弁護士会司法修習委員会副委員長。1982年～1985年同人権公委委員会委員長。1983年関東弁護士連合会副委員長。1988年4月～1989年3月栃木県弁護士会副会長。1991年～1995年同人業務対策・会員研修準備委員会委員長。1998年人権擁護委員。2001年4月～2002年3月栃木県弁護士会会長、日本弁護士連合会理事、関東弁護士連合会常務理事。2002年4月栃木県人事委員会委員。2004年4月日本弁護士連合会副会長(現職)

[記事の参考ホームページ]

日本弁護士連合会ホームページ
<http://www.nichibenren.or.jp/>

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com

4 紛争解決センター：弁護士会が運営している。全国で19カ所(17弁護士会)に設置(2004年11月現在)。相談者とその相手方の話をじっくりと聞き、証拠を検討した上で、紛争の解決基準をつくる。民事上のトラブルを柔軟な手続により、短期間に、合理的な費用で、公正で満足のように解決することを目的とする。